

生徒心得

この心得は、羽後高校生としての秩序ある生活をするための規律を示したものである。羽高生としての本分を自覚し、自己の行動に責任を持ち、礼儀正しく、明朗で健全な生活をするように心がけよう。

【服装心得】

1. 通学の場合は本校所定の制服を正しく着用すること。
2. 服装の細部については、別に定める「服装規程」を守ること。

【校内生活心得】

1. 遅刻をしない。（8時25分まで登校すること）
2. 授業開始のベルが鳴る前に教室に入り、準備を整え静かに教師を待つこと。
3. 授業の前後には生徒の合図により起立し、教師と挨拶をかわすこと。
4. 自分の教室以外には無断で出入りしないこと。
5. 所持品には名前をつけ、貴重品は担任教師等に預けるか、各自で責任を持って管理すること。
6. 教科書類は持ち帰ること。
7. 校舎内では静粛を心がけること。
8. 学習に不必要な物品を校内へ持ち込まない。（ゲーム等）
9. 校舎をはじめすべての施設・設備は、各使用規定に従い丁寧に取り扱い整理・整頓・清潔を心がけること。なお、故意に物品を破損したときは弁償すること。

【校外生活心得】

1. 羽高生としての誇りと自覚をもって行動し、地域社会から非難されたりすることのないようにすること。
2. 他校生や地域青年との交流、あるいは集会・祭典・催し物等に参加する場合は、羽高生としての自覚をもって行動し、トラブルのないようにすること。
3. 夜間の外出はできるだけ避けること。
4. 身分証明書は常に携帯すること。
5. 異性との交際には節度ある態度をたもち、良識ある行動をとること。
6. 登下校の際には、交通道德や別に定める「交通安全規程」を守り事故のないように十分注意すること。

【携帯電話使用心得】

1. 使用ルール・マナーを守って使用すること。（校内・外）
2. 朝学校に来たら携帯電話の電源を切り、学年部の保管ケースに入れて放課まで預けること。
使用は放課後、生徒昇降口でのみ認める。
3. 違反した場合は指導を行う。

【諸原頁い、届け】

次の場合は、担任・担当教科の教師への連絡など所定の手続きを経ること。

- | | | |
|-----|----------------------------|------------|
| 1. | 欠課の場合 | 教科担任・担任に連絡 |
| 2. | 遅刻の場合（ただし15分経過したときは欠課とみなす） | 教科担任・担任に連絡 |
| 3. | 早退の場合（ただし15分を越えるときは欠課とみなす） | 早退届 |
| 4. | 校外へ出る場合 | 外出届 |
| 5. | 通院する場合 | 通院届 |
| 6. | 休学（復学）の場合 | 休学（復学）許可願 |
| 7. | 転退学の場合 | 転退学許可願 |
| 8. | 住所変更の場合 | 住所変更届 |
| 9. | 下宿・間借りの場合 | 下宿間借届 |
| 10. | アルバイトの場合 | アルバイト届 |
| 11. | 旅行の場合 | 旅行届 |
| 12. | 集会を行ったり参加する場合 | 集会届 |
| 13. | 自己および近所に伝染病が発生した場合 | |
| 14. | 印刷物の発行、文書・図書の掲示および配布の場合 | |

【禁止事項】（特別指導の対象）

1. 飲酒喫煙・不良交友
2. 暴力、脅迫等の行為（SNS等の利用を含む）
3. 窃盗（万引き）
4. 自動車・バイク等の運転及び無断免許取得
5. 深夜徘徊、外泊
6. 金銭・物品の貸借、販売
7. パチンコ店その他未成年者が立ち入るにふさわしくない場所への出入り
8. カンニング等の不正行為
9. 学校備品の持ちだし
10. その他生徒の本分に反する行為

【その他】

本心得については、生徒指導部を中心に必要に応じて見直しを行う。なお、見直しには生徒等の意見も参考にする。

服 装 規 程

男 子

A. 制服について

1. ブレザーは、本校指定（紺色、シングル、略章入り2つボタンで、胸ポケットに略章ワッペンがついたもの）で、裾裏に校章マークの入ったものを着用する。左襟にクラス章をつける。
2. スラックスは、裾裏に校章マークの入ったものを着用する。
3. シャツは、指定のカッターシャツと半袖シャツで胸に略章マークの入ったものを着用する。
4. ネクタイ（ワンタッチ）は、本校指定のネクタイ（エンジ色）とする。
5. カッターシャツ、半袖シャツの下に着用するTシャツ等は白色とし、派手な色物や模様入りのものは着用しない。
6. ソックスは白を原則とし、グレー・黒・紺色の場合は単色も認める。（ワンポイントは可）
7. セーターは本校指定のものを着用する。
8. 正装用制服は、下記のとおりとする。なお、入学式・卒業式等指示あるときに全員着用すること。

【ブレザー・正装用スラックス・カッターシャツ・エンジネクタイ・白ソックスとする】

B. 靴類について

1. 校内用靴

本校指定のズック靴とする。

2. 通学用靴

黒・茶系統の靴か、または、運動靴で通学にふさわしいものとする。

C. レインコート・オーバーコート類について

1. 黒・紺・グレー・ベージュなどの単色でシンプルなものとし、華美や派手な色やデザインでないものとする。

D. 頭髪について

常に清潔で自然な髪型とする。茶髪等、加工しない。長さの基準は、前髪は眉にかからず、横髪は耳にかからず、後髪は襟にかからないこと。

E. その他

装身具（ピアス・指輪等）を身につけたりしない。

ネクタイ・スラックスを改造しない。

まゆは加工しない。

香水をつけない。

通学用のカバン・バッグは、教科書類が入るものであること。

女 子

A. 制服について

1. ブレザーは、本校指定（紺色、シングル、略章入り2つボタンで、胸ポケットに略章ワッペンがついたもの）で、裾裏に校章マークの入ったものを着用する。左襟にクラス章をつける。
2. スカートを、正装用・略装用で、裾裏に校章マーク入りのものを着用する。スカート丈は制服採寸時の長さが基準。（膝中心とする）
3. ブラウスは（白無地）で、半袖ブラウスは（開衿型）で胸に略章マークの入ったものを着用する。
4. リボンは、本校指定のリボン（エンジ色）とする。（ワンタッチ）
5. ストッキングの色は黒とする。（ただし季節によっては、ベージュも可）
ソックスは白を原則とし、グレー・黒・紺色の場合は単色も認める。（ワンポイントは可）
6. ニットベスト及びセーターを着用する場合は本校指定のものとする。
7. 正装用制服は、下記のとおりとする。なお、入学式・卒業式等指示のあるときに全員着用すること。

【ブレザー・正装用スカート・ブラウス・リボン（エンジ）・黒ストッキングとする】

B. 靴類について

1. 校内用靴
本校指定のズック靴とする。
2. 通学用靴
黒・茶系統の靴か、または、白を基調とした運動靴で通学にふさわしいものとする。ただし靴箱に入る長さのものとする。

C. レインコート・オーバーコート類について

1. 黒・紺・グレー・ベージュなどの単色でシンプルなものとし、派手な色やデザインもの、長すぎるものは認めない。

D. 頭髪について

常に清潔で自然な髪型とし、前髪は目にかからないこと。ヘアピン・ヘアゴムを用いる場合は、大きいものは避け、色は黒色とする。肩より長い髪は、ヘアゴム（黒色）で結ぶこと。

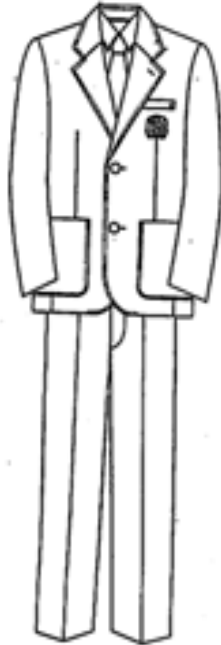
E. その他

化粧をしたり、装身具（ピアス・指輪・ネックレス等）を身につけたりしない。
スカート・リボンの改造しない。
まゆは加工しない。
香水をつけない。
通学用のカバン・バッグは、教科書類が入るものであること。

制服図

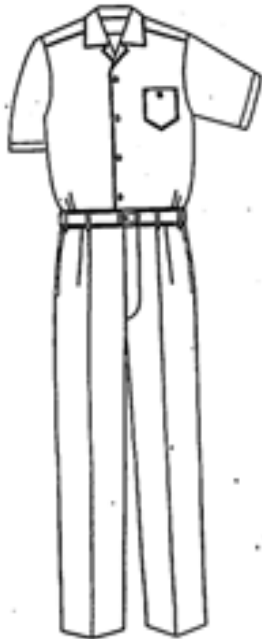
正 装 (儀式の時：入学式・始業式・終業式・卒業式等)

- 男 子
- ブレザー
 - スラックス
 - 黒入替ボタンシャツ
 - 黒髪髷タイ
 - 白ソックス
 - 学校指定靴
 - ※シャツ0T0B0Tシャツ

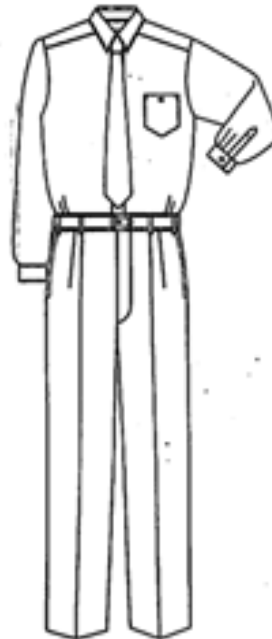


- 女 子
- ブレザー
 - 黒スカート(グレー)
 - ブラウス
 - 黒髪髷タイ
 - 黒ストッキング
 - 学校指定靴

夏服①



夏服②移行期間



交通安全規程

常に、交通規則を守り交通安全に心がけること。

第1条 自動車、自動二輪、原付バイク等の免許取得及び運転について

自動二輪及び原付バイクの免許取得の禁止。

自動車・自動二輪・原付バイクの運転は、通学・家庭いずれにおいても禁止。

- 3年次において普通免許の取得を希望する場合は、「自動車学校入校許可願」を提出し、所定の手続きを取ること。（保護者同伴で自動車学校入校説明会に参加する）
- 次の事項に該当する生徒については、自動車学校入校及び運転免許の取得を原則として認めない。

- 一 これまで校則に違反して処分を受けた生徒。
- 二 入校直前の考査において成績の不振であった生徒。
- 三 生活指導上問題のある生徒。

第2条 自転車通学について

自転車で通学しようとする場合は自転車安全点検カードを提出し、定められたステッカーを指定された箇所に装着すること。

- 2 自転車の整備点検を常に行うこと。施錠を忘れないこと。
- 3 道路交通法を遵守し安全運転に努めること。カサさし、二人乗り、携帯電話使用および無謀な運転をしないこと。また、冬季の自転車の使用にあたっては学校の指示によること。

第3条 指導について

第1条、第2条に違反し、または、自己の責任に帰すべき交通事故を起こした場合は、特別な指導を行う。

アルバイト規程

第1条 アルバイトは「許可制」とする。

アルバイト終了時間は午後8時を限度とし、飲酒を伴う場所・危険な作業・夜間の仕事は禁止する。

第2条 通年のアルバイトについて

- 1 原則として通年アルバイトは認めない。止むを得ない事情により希望する場合は、担任及び係の職員と保護者面談のうえ、保護者連署の「アルバイト許可願」を提出すること。アルバイト実施報告書は、毎学期末に提出すること。
- 2 定期考査で欠点を有する生徒、校則違反した生徒は継続中のアルバイトを停止させる場合がある。
- 3 土日のみのアルバイトを希望する場合も同様に扱う。

第3条 長期休業中のアルバイトについて

- 1 アルバイトを希望する場合は、原則として長期休業の4日前まで保護者連署のアルバイト許可願に必要事項を記入し提出すること。アルバイト終了後、実施報告書をすみやかに担任に提出すること。
- 2 定期考査で3科目以上欠点を有する生徒の届出は、原則として受理しない。
- 3 アルバイトの期間は、休業期間の2/3を越えないこと。

第4条 指導について

アルバイト許可願を提出せずにアルバイトをした場合は、特別な指導を行う。